

議案第45号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

加西市長 西村 和平

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 % とする。

3 第 1 項の保証人は災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「（又は、半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）により、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部が改正されたこと等に伴い、災害援護資金の貸付利率、償還方法の拡充等について、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・災害援護資金の利率の変更：3% → 無利子（保証人有）又は 1%（保証人無）
- ・償還方法について月賦償還を追加
- ・償還金について支払猶予等の規定の追加